

令和8年度教育課程編成について

1 令和8年度 豊島区立学校・幼稚園における教育課程編成の重点

「令和8年度 豊島区教育委員会の基本方針（案）」のうち、以下の内容を教育課程編成における重点項目とする。

（1）教育活動全般において子供の人権を尊重すること（基本方針1-②）

すべての教育活動において、子どもの人権を尊重する視点を徹底し、一人ひとりが安心して学び、自己を発揮できる学校づくりを推進する。

「豊島区子どもの権利に関する条例」「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び関連指針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、多様性を認め合う学級・学校づくりを強化する。また、幼児期からの道徳性の育成や体験活動、人権教育の充実を通して、他者を思いやり、共に生きる力を育む。

（2）主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を図ること（基本方針1-①、5-③）

子どもたちが自ら問い合わせをもち、仲間と学び合いながら考えを深めていく「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善を一層推進する。

① 探究的な学びの推進

各教科等における問い合わせの生成、課題の解決、成果の発信といった探究的な学びを継続的に推進し、子どもが多様な情報を基に考え、協働しながら未来を切り開く力を育成する。

② ICT の効果的な活用

タブレットパソコンやデジタル教科書、学習支援ソフト等を効果的に活用することで、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に実現する。

③ 地域資源の活用

地域の文化施設、大学、企業、NPOなどと連携し、体験活動や探究学習に生かすことにより、子どもたちが地域を知り、社会とのつながりを実感しながら主体的に学ぶ機会を拡充する。

（3）コミュニティ・スクールを推進し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育むこと（基本方針5-①）

学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる体制をさらに強化するため、コミュニティ・スクールの機能を充実させる。地域コーディネーターの配置や地域人材の活用を進め、学習活動や体験活動、多文化理解や社会参画の機会を広げることで、地域一体となって子どもの健やかな成長を支える学校運営を推進する。

2 令和8年度教育課程編成における授業時数および土曜日の扱いの考え方

(1) 授業時数について

① 単位時間について

小学校は45分間、中学校は50分間を1単位時間とする。

(モジュール不可 ※小学校入門期は除く。スタートカリキュラムで予定を提出)

② 余剰時間について

i) 災害や流行性疾患による学級閉鎖等不測の事態に対応するために余剰時間を確保する場合は、

余剰時間の上限を原則18時間とする。

ii) 児童・生徒や地域の実態を十分に考慮し、児童・生徒の負担過重にならない時間を限度とする

感染症、台風・降雪等による休業、学級（学年、学校）閉鎖時に学習できる児童生徒等に対しては、原則、タブレットを活用した学習の機会を提供できるようにする。

③ 総合的な学習の時間について

長期休業日や土日等の休業日等に学校の外部において「総合的な学習の時間」を行う際、総合的な学習の時間の探究的な学習の過程を踏まえて、その位置づけを年間指導計画などに明確にする場合に、各学校の判断により、総合的な学習の時間の年間授業時数の1／4程度（約70時間のうち18時間）まで、教師の立ち合いや引率を伴わずに学習活動を展開することができる。（平成31年3月21日付 30文科初発第1852号「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」）

(3) 土曜日等の扱いについて

① 土曜日の考え方について

i) 保護者や地域等に子どもの様子や学校の取組を見せる機会を設ける。

年に3回以上（学期に1回を目安）+2回[体育的行事（運動会）、文化的行事（学習発表会・展覧会・文化祭）]

ii) 土曜日に実施した授業等の振替休業日は、運動会と文化的行事（学習発表会や文化祭など子どもの活動があるもの）を実施した場合のみ、翌週の月～金曜日を指定できるものとする。

iii) 祝日に行事や土曜日の取組を実施しない。（土曜日が祝日の場合）

iv) 3連休の活動は控える。（月曜日が祝日もしくは振替休日の場合）

vi) 土曜日の設定は、月2回を上限とする

平成22年1月14日付21教指企第1001号「小・中学校における土曜授業の実施に関する留意点について（通知）」（東京都教育委員会）による

（回数） 土曜における教育課程に位置付けられた授業の実施は、各月2回を上限とする。

iv) 中学校は、多くの小学校第6学年の児童及び保護者が、中学校選択について考える一学期中の土曜日に、学校説明会を設定する。なお、中学校のブロックで年間の土曜における授業の公開実施日の調整を行う。

② 豊島区立学校の管理運営に関する規則に基づく考え方について

i) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日以外の休業日として、開校記念日、都民の日が位置付けられている。休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする際、校長は、教育委員会の許可を受けなければならない。